

令和八年九月二十八日

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 九月 二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あらた調剤薬局山形嶋店	山形市嶋北四丁目五―二	令和八年九月一日
桜田調剤薬局	山形市桜田東二丁目九―一九	令和八年九月一日
南陽調剤薬局	南陽市宮内一二一〇―七	令和八年九月一日
とりいまえ薬局	南陽市宮内三四六一―一	令和八年九月一日
真室川薬局	最上郡真室川町新町四〇八―二	令和八年九月一日